

# 自家発 Q & A 50

## 自家発電設備の長時間運転に伴う燃料の貯蔵・取扱い

5月号も先月号に引き、停電対策・事業継続用として長時間運転を行う非常用自家発電設備の燃料の貯蔵・取扱いに関する消防法の規制について紹介します。

Q 1

4月号の「自家発Q & A」では、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う非常用自家発電設備を設置しようとする場合、危険物貯蔵所設置許可とともに危険物取扱所設置許可が必要になる旨の説明がなされました。

この危険物取扱所設置許可について教えてください。

A 1

危険物取扱所は、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所とこれら以外の一般取扱所に区分され、指定数量以上の危険物を取り扱う非常用自家発電設備を設置する場所は、一般取扱所としての規制を受けます。

この一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危険物の規制に関する政令第19条において、表1のとおり定められています。

Q 2

表1を見ると、一般取扱所の基準について、政令第19条第1項では、政令第9条第1項の基準を準用すること、また、同条第2項においては、その基準の特例を定めることができることとしています。

分かり易く解説してください。

A 2

表1から、政令第19条第1項では、政令第9条第1項（製造所の技術上の基準）の規定を、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に準用することを定めています。

一方、同条第2項では、同項第一号から第九号に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものは、総務省令においてこの規定の特例を定めることができることとしています。

指定数量以上の危険物を取り扱う非常用自

家発電設備の設置場所は、表1の政令第19条第2項第三号に掲げる「危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所」として、表2の総務省第28条の54第3号に規定する一般取扱所に該当することから、同省令第28条の57（危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）において特例基準が定められています。

Q 3

この特例基準について教えてください。

A 3

表3に特例基準の概要を示します。

Q 4

表3にある「指定数量の倍数」について教えてください。

A 4

危険物の取り扱うことができる制限量を示したもので、危険物を取り扱う設備の設置場所により、制限量が定められています。

危険物を取り扱う設備が建築物に設置される場合、制限量は指定数量の30倍未満、天井のない平屋建の建築物や建築物の屋上に設置される場合、制限量は指定数量の10倍未満になります。

表1 危険物の規制に関する政令第19条（一取扱所の基準）（抜粋）

|         |  |
|---------|--|
| 第1項     | 第9条第1項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。   |
| 第2項     | 次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。<br>一～二（省 略）<br>三 危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所<br>その他これに類する一般取扱所<br>四～九（省 略） |
| 第3項～第4項 | （省 略）  |

表2 危険物の規制に関する規則第28条の54（特例を定めることができる一取扱所）（抜粋）

|         |   |
|---------|---|
| 第一号～第二号 | （省 略）   |
| 第三号     | 令第19条第2項第三号に掲げる一般取扱所<br>危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費するボイラー、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。） |
| 第四号～第九号 | （省 略）   |

注. 上記第三号の「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、自家発電設備は含まれる。

表3 危険物の規制に関する規則第28条の57

（危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）（概要）

| 設置の場所           | 主 な 規 制 基 準  |
|-----------------|--|
| 建築物に設置          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険物等 …………… 引火点が40度以上の第4類で、取り扱うタンクの容量は指定数量未満とする。</li> <li>●指定数量の倍数 … 30未満であること。</li> <li>●建物構造（一般取扱所の用に供する部分） <ul style="list-style-type: none"> <li>… 床は危険物が浸透しない構造とし、適当な傾斜をつけ、貯留設備を設けること。</li> <li>… 壁、柱、床、はりを耐火構造とし、かつ出入口以外に開口部がなく他の部分と区画されていること。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、基準の詳細は、「危険物の規制に関する規則第28条の57第2項」を参照のこと。</p>            |
| 天井のない平屋建の建築物に設置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険物等 …………… 引火点が40度以上の第4類で、取り扱うタンクの容量は指定数量未満とする。</li> <li>●指定数量の倍数 …… 10未満であること。</li> <li>●建物構造 …… 壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料で造られ、天井を有しない平屋建であること。</li> <li>●危険物を取り扱う設備の周囲には3 m以上の空地を確保すること。ただし、当該設備から3 m未満となる建築物の壁・柱が耐火構造の場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>なお、基準の詳細は、「危険物の規制に関する規則第28条の57第3項」を参照のこと。</p>   |
| 建築物の屋上に設置       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険物等 …………… 引火点が40度以上の第4類で、取り扱うタンクの容量は指定数量未満とする。</li> <li>●指定数量の倍数 … 10未満であること。</li> <li>●建物構造 …………… 壁、柱、床、はり、屋根が耐火構造であること。</li> <li>●危険物を取り扱う設備は、キュービクル式のものとし、設備の周囲に0.15m以上の囲いを設けること。</li> <li>●危険物を取り扱う設備の周囲には3 m以上の空地を確保すること。ただし、当該設備から3 m未満となる建築物の壁・柱が耐火構造の場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>なお、基準の詳細は、「危険物の規制に関する規則第28条の57第4項」を参照のこと。</p> |